

公告第184号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 7 年 7 月 4 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 件 名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- 2 貸付物件

物件番号	施設名称	貸付場所	貸付面積	販売品目	付加機能
	所在地		設置台数		
07-01-01	郡山市麓山地区立体駐車場	1 階 管理室南	1.53 m ²	清涼飲料水 (ペットボトル・缶等)	ユニバーサルデザイン 機能
	郡山市麓山一丁目 167 番 1		1 台		

- 3 貸付期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和10年 3 月31日までとする。また、契約の更新は認めないこととする。
- 4 その他詳細については、別紙「仕様書」、「共通仕様書」及び「物件調書」のとおり。

第 2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所別棟第 6 会議室（郡山市朝日一丁目23番 7 号）
- 2 日時 令和 7 年 8 月 1 日（金） 午前10時

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 法人又は個人で、市税等の滞納が無いこと。
- 3 自動販売機(同様の販売品目)の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。
- 4 役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、本公告中第3に掲げる資格要件について、2の(4)に掲げる入札参加申請書等(以下「申請書等」という。)を郡山市長に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書等は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

2 申請書等の受付

- (1) 期間 令和7年7月4日(金)から令和7年7月22日(火)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 郡山市都市構想部総合交通政策課(郡山市役所本庁舎3階)
※ 郵送等の取扱い是不行。

(4) 提出書類

ア 入札参加申請書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

(ア) 法人の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し

(イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し

エ 納税証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

具体的な提出書類については、別紙「納税証明書について」のとおり。

オ 印鑑証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発

行されたものに限る。

カ 自動販売機設置状況報告書（様式第3－1号）と3年以上の設置実績を証明する次のいずれかの書類

（ア）行政財産目的外使用許可書の写し

（イ）行政財産又は普通財産の貸付けに係る契約書の写し

（ウ）土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し

（写しの提出に当たっては、土地所有者等の了承を得ること。）

（エ）土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書（任意様式）

キ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

ク 委任状（代理人を定める場合）

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、2の(1)に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、令和7年7月28日（月）までに通知する。

第5 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様等質問書（様式第5号）を令和7年7月4日（金）から令和7年7月14日（月）まで（市の休日を除く。）に都市構想部総合交通政策課に持参により提出するものとする。（郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。）
- 2 質問に対する回答は、令和7年7月18日（金）までに仕様等回答書（様式第6号）により質問者に回答するとともに、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第6 入札保証金

入札保証金は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「契約規則」という。）第27条第1項第2号により、免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を市に納めること。

第7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

第8 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第9 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第10 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。
(見積書の提出は原則2回を限度とする。)

第11 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者は、公有財産借受等申請書（様式第7号）を提出の上、郡山市と公有財産貸付契約を締結するものとする。
- 2 契約の締結は、落札者の決定後、7日以内に行われなければならない。
- 3 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げる資格要件のうち、1、4又は5のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 4 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 5 契約保証金は、契約規則による。

第12 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、件名及び貸付物件を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、契約規則、郡山市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱（平成27年1月26日制定）、郡山市公有財産貸付入札参加者心得のとおりとする。

第13 その他

不明な点については、都市構想部総合交通政策課（電話：024-924-3721）まで問い合わせること。

別紙（公告第4の2の(4)のエ納税証明書について）

1 法人の場合は、契約締結する本店又は支店等の納税証明書又はその写しとし、次のとおりとする。

(1) 証明を必要とする税目は、下表の税目欄に掲げる税目のうち、納税義務を有する税目とする。

(2) 提出書類及び証明年度は、下表の各欄に記載のとおりとする。

(3) 証明書は、本公告日以降に発行されたものとする。

税目	提出	証明年度	納税証明書発行機関
ア 法人市区町村民税 ※1	納税証明書 (各市区町村様式) ※2	直近2年度分 ※3 ※4	・住所地の市区町村 ※5 ・郡山市 ※6
イ 固定資産税・都市計画税			
ウ 軽自動車税			
エ 法人税	納税証明書 (税務署様式その3の3)	(年度区分無し)	本店所管の税務署
オ 消費税及び地方消費税			

※1 東京23区内の場合は、「ア 法人市区町村民税」は「法人都民税」となる。また、「法人都民税」及び「イ 固定資産税・都市計画税」の納税証明書発行機関は東京都となる。

※2 納税証明書（各市区町村様式）は、各市区町村によって申請手続きが異なるので、詳細は各市区町村の証明書発行部署へ問い合わせること。

※3 契約締結する本店又は支店等の住所地が郡山市外の場合は、当該本店又は支店等の住所地の市区町村が発行した、直近1年度分の「法人市区町村民税」の納税証明書を提出すること。（固定資産税・都市計画税及び軽自動車税に係る税目は提出不要）

※4 吸収合併又は経営統合等により直近2年度分の納税証明書を提出できない場合は、発行可能な年度分の納税証明書を提出すること。なお、その場合は、法人市民税登録事業所であることが確認できる法人設置届出書の控えの写し又は事業所所在証明書若しくはその写しを併せて提出すること。

※5 契約締結する本店又は支店等と実際に自動販売機の設置及び商品の搬入搬出を行う支店等が異なる場合は、実際に自動販売機の設置及び商品の搬入搬出を行う支店等の住所地の市区町村が発行した納税証明書も提出すること。

※6 契約締結する本店又は支店等の住所地は郡山市外であるが、郡山市内にも営業所等が所在する場合は、郡山市が発行する納税証明書も提出すること。（郡山市に納税義務を有しない場合は提出不要）

2 個人の場合は、申請者本人の納税証明書又はその写しとし、次のとおりとする。

- (1) 証明を必要とする税目は、下表の税目欄に掲げる税目のうち、納税義務を有する税目とする。
- (2) 提出書類及び証明年度は、下表の各欄に記載のとおりとする。
- (3) 提出する納税証明書は、下表の納税証明書発行機関欄に記載した機関が発行した納税証明書とする。
- (4) 証明書は、本公告日以降に発行されたものとする。

税目	提出	証明年度	納税証明書発行機関
ア 個人市区町村民税 ※1	納税証明書 (各市区町村様式) ※3	直近2年度分 ※4	住所地の市区町村
イ 固定資産税・都市計画税			
ウ 軽自動車税			
エ 国民健康保険税 ※2			
オ 申告所得税	納税証明書 (税務署様式その3の2)	(年度区分無し)	所管の税務署
カ 消費税及び地方消費税			

※1 東京23区内の場合は、「ア 個人市区町村民税」は「個人都民税」となる。また、「イ 固定資産税・都市計画税」の納税証明書発行機関は東京都となる。

※2 「エ 国民健康保険税」について、国民健康保険料を徴収する市区町村にあつては、納税証明書の代わりに保険料の納付証明書等を提出すること。

※3 納税証明書(各市区町村様式)は、各市区町村によって申請手続きが異なるので、詳細は各市区町村の証明書発行部署へ問い合わせること。

※4 住所地が郡山市外の場合は、当該住所地の市区町村が発行した、直近1年度分の「個人市区町村民税」の納税証明書を提出すること。(固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る税目は提出不要)